

墨田区営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年9月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第35号

墨田区営住宅条例の一部を改正する条例

墨田区営住宅条例（平成9年墨田区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同項第4号中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同号ウ中「に定める金額」を削り、同条第3項第5号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「附則第4条第1項に規定する支援給付」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付」を加え、同項第8号中「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、「ア又はイ」を「次」に改め、同号ア中「第3条第3項第3号」及び「第5条」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第10条第1項」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第7条第3項中「災害の」を「災害が」に改める。

第15条第2項中「の費用」を「に掲げる費用」に改める。

第27条第2項及び第6項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第31条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第3項中「第1項の」の次に「規定による」を加え、同条第4項中「各号の」を「各号に掲げる」に改める。

第35条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第43条第1項中「の各号」を削り、同条第2項中「規定する」を「定める」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第3項第5号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。